

3 随時監査・臨時監査

(1) 監査実施状況

ア 随時監査とは、監査委員が必要があると認めるとき、随時で実施する財務会計や工事技術の監査です。

<財務会計監査>

本庁では、知事、副知事等の出張旅費等について、公務及び公務外の区分が適切に行われて支出等されているかなどの視点から3箇所を実施しました。

出先機関では、会計事務執行の適正化と監査の牽制効果、有効性を高めるため、現金、預金、郵券類等の金品の現物確認を行い、抜き打ちで16箇所を実施しました。

<工事技術監査>

大規模な建設工事のうち施工途中のものを対象に完成後では調査できない事項の監査を行い、2箇所を実施しました。

イ 臨時監査とは、定期監査以外で監査委員が必要があると認めるとき、適時に実施する行政監査であり、令和5年度の実施はありませんでした。

ウ 総括表

(単位：箇所)

区分	令和5年度 (A)				令和4年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計	随時監査		臨時監査(事務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事部局	(6) 9	(0) 1		(6) 10	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(△1) 2	(0) 0	(0) 0	(△1) 2
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、教育機関	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(9) 9			(9) 9	(△2) △2		(0) 0	(△2) △1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(△1) △1	(0) △1		(△1) △2
計	(16) 19	(0) 2	(0) 0	(16) 21	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(△4) △1	(0) 0	(0) 0	(△4) △1

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

工 部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度 (A)				令和4年度 (B)				増減 (A-B)			
	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計	随時監査		臨時 監査 (事務 事業)	計	随時監査		臨時 監査(事 務事業)	計
	財務会計	工事技術			財務会計	工事技術			財務会計	工事技術		
知事直轄組織	(0) 2			(0) 2	(1) 1			(1) 1	(△1) 1			(△1) 1
危機管理部					(1) 1			(1) 1	(△1) △ 1			(△1) △ 1
経営管理部	(1) 1			(1) 1	(2) 2			(2) 2	(△1) △ 1			(△1) △ 1
くらし・環境部	(1) 1			(1) 1	(1) 1			(1) 1	(0) 0			(0) 0
スポーツ・ 文化観光部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
健康福祉部	(1) 1			(1) 1					(1) 1			(1) 1
経済産業部	(2) 2			(2) 2	(2) 2	(0) 1		(2) 3	(0) 0	(0) △ 1		(0) △ 1
交通基盤部		(0) 1		(0) 1						(0) 1		(0) 1
出納局	(0) 1			(0) 1					(0) 1			(0) 1
企業局												
がんセンター局												
議会事務局												
各種委員会事務局												
教育委員会事務局、 教育機関	(7) 7	(0) 1		(7) 8	(9) 9			(9) 9	(△2) △ 2	(0) 1		(△2) △ 1
警察本部、警察署	(3) 3			(3) 3	(4) 4	(0) 1		(4) 5	(△1) △ 1	(0) △ 1		(△1) △ 2
計	(16) 19	(0) 2	(0) 0	(16) 21	(20) 20	(0) 2	(0) 0	(20) 22	(△4) △ 1	(0) 0	(0) 0	(△4) △ 1

(注) ()は書面監査実施箇所数(内数)

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

区分	随時監査		臨時監査
	財務会計監査	工事技術監査	行政監査
監査実施 箇所数	19箇所	2箇所	0箇所
指摘等の 箇所数	4箇所	0箇所	0箇所

(イ) 件数

	指摘	注意	意見	計
随時監査		1	2	3
臨時監査				
計		1	2	3

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は0件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(40ページ)のとおり)

(ア) 随時監査

a 注意(1件)

- ・ 郵券類の不適切な管理(県立美術館)

b 意見(2件)

- ・ 知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等2件(知事直轄組織総務課、知事戦略局秘書課、出納局用度課)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に注意等を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[随時監査]

1 注意 1 件

監査箇所	区分	概要	
県立美術館	注意	件名	郵券類の不適切な管理
		内容	県立美術館は、令和5年11月以降、郵券類受払簿を記入せず、郵券類の管理を怠った。

2 意見 2 件

監査箇所	区分	概要	
知事直轄組織総務課、知事戦略局秘書課 出納局用度課	意見	件名	知事等が出席する行事等の公務取扱い基準の策定等
		内容	知事直轄組織知事戦略局秘書課（以下「秘書課」という。）は、知事及び副知事（以下「知事等」という。）の秘書に関することを所掌事務としており、知事等のスケジュール管理や知事等が「公務」として出席する行事等の随行等を行っています。知事等の出席する行事等は、多種多様であることから、秘書課では、知事等の行事等への関わり、出席する立場、県の関わりなどを確認して、「公務」か「公務外」かを判断しています。 しかし、県議会の常任委員会において、知事等が政治資金パーティーである県議会議長就任祝賀会（令和5年9月27日開催）に「公務」として出席し、公費による出張旅費の支出をしたことや公用車を使用したことなどについて、税金の使い方として適当であるかに関する質疑が行われるなどしています。 当該祝賀会に「公務」として出席することについては、過去の裁判例や他の都道府県の例等を踏まえると、必ずしも不適当であるとは言えませんが、どのような行事等を「公務」とするかなどについて、明確な根拠に基づき、対外的に説明できることは重要であると考えますので、次のことについて、検討を求めます。 ア 過去に知事等が出席した行事等を類型化するなどし、税金の使い方として疑念が生じないように時代に即した区分を行い、「公務」とするものと「公務外」とするものを明確にした運用基準を策定すること イ 在勤庁である県庁本庁から4km以内における出張については、旅行命令簿を作成する必要がないと整理されていますが、知事等の行動を対外的に説明できるように、知事等が本庁から離れて「公務」を行う場合には旅行命令簿等を作成すること ウ 知事等が「公務」として行事等に出席する際の公用車、タクシー、交際費の使用については、その特殊性から、一般職の職員に適用される内規等をそのまま適用することに限界があることから、実態として一般職の職員と異なる取扱いになっている部分については、秘書課、出納局用度課、議会事務局秘書室等の関係部局において調整を図り、運用に関する基準を策定すること

4 行政監査

県の事務の執行が、法令の定めるところに従って適正に行われているか、経済的、効率のかつ効果的に実施されているか、また、県の組織及び運営が合理的であるかどうか等について実施します。

(1) 定期監査の中で行うもの

定期監査の中で行う行政監査については、3E（経済性：Economy 効率性：Efficiency 有効性：Effectiveness）を重視して実施しました。

ア 具体的な着眼点・実施方法

新公共経営の理念に基づく行財政運営等への取組状況（総合計画又は施策展開表等の進捗度）や事業の成果及び効果の状況（効果が数値化されないものについても同様とする。）に着眼して監査を実施しました。

(ア) 本庁

各部局における重点事業、課題事項、特に報告すべき事項を中心にして監査を実施

(イ) 出先機関

各機関の主要事業及び課題事項を中心にして監査を実施

イ 3Eの視点からの監査の実施

最少の経費で最大の効果を挙げているかの視点から、事務事業の執行にあたり経済性・効率性（無駄あるいは非効率な経費の支出や事務処理はないか等）や有効性（目標とした成果は得られたか、あるいは成果をどのように活用するか等）を監査しました。

(ア) 本庁

新型コロナウイルス感染症関連施策の実施状況、アプリの開発・運用状況、指定管理者制度の運用状況等、部局横断的な事項について監査を実施しました。

(イ) 出先機関

出先機関の状況に応じ、以下の項目について、3Eの視点を強化した監査を実施しました。

- ・ 消耗品等の共同調達の状況
- ・ 災害用備品の管理状況
- ・ 公用車の燃料調達の状況
- ・ ETC割引の活用状況

＊ 結果については、「2 定期監査 (2) 指摘等の状況 ア指摘等の件数等 (イ) 件数」(17ページ)の「事務事業」の結果として出されています。具体的には、17～19ページを参照してください。

(2) 臨時監査の中で行うもの

定期監査を待たず、速やかに監査結果を出し、改善措置を促す必要があると判断したとき、適時に実施します。令和5年度の実施はありませんでした。

5 財政的援助団体等の監査

(1) 監査実施状況

県の出資率が25%以上の出資団体、県から補助金、貸付金等の財政的援助を受けた団体、公の施設の管理受託者（指定管理者）等の中から選定した団体を対象とし、令和5年度は32箇所について実施しました。

ア 総括表

（単位：箇所）

区分	令和5年度(A)		令和4年度(B)		増減 (A-B)	
		書面		書面		書面
		委託		委託		委託
出資団体	13	(12) [12]	20	(19) [11]	△ 7	(△7) [1]
補助団体	13	(13) [10]	17	(17) [12]	△ 4	(△4) [△ 2]
貸付団体					0	(0) [0]
指定管理者	6	(6) [6]	7	(7) [7]	△ 1	(△1) [△ 1]
計	32	(31) [28]	44	(43) [30]	△ 12	(△12) [△ 2]

(注)

- 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数[]書きで内数)。なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。
- 令和5年度に選定した出資団体13箇所の内、11団体が補助団体又は貸付団体にも該当しています。

イ 所管部局別表

(単位：箇所)

区分	令和5年度(A)		令和4年度(B)		増減 (A-B)	
		書面 委託		書面 委託		書面 委託
知事直轄組織						
危機管理部						
経営管理部						
くらし・環境部	4	(4) [4]	1	(1) [1]	3	(3) [3]
スポーツ・文化観光部	6	(5) [5]	16	(16) [13]	△ 10	(△11) [△ 8]
健康福祉部	7	(7) [6]	6	(6) [4]	1	(1) [2]
経済産業部	9	(9) [7]	13	(13) [5]	△ 4	(△4) [2]
交通基盤部	4	(4) [4]	6	(5) [5]	△ 2	(△ 1) [△ 1]
出納局						
企業局						
がんセンター局						
議会事務局						
各種委員会事務局						
教育委員会事務局、 教育機関			2	(2) [2]	△ 2	(△2) [△ 2]
警察本部、警察署	2	(2) [2]			2	(2) [2]
計	32	(31) [28]	44	(43) [30]	△ 12	(△12) [△ 2]

(注)

1 「書面」は書面監査実施箇所数()書きで内数)、「委託」はアウトソーシング実施箇所数([]書きで内数)。

なお、アウトソーシングについては、77ページを参照してください。

ウ 監査箇所一覧

区 分	団体種別	団体名	所在地	令和4年度所管課	
■出資団体		(出資率)			
		静岡県住宅供給公社	66.7%	静岡市	くらし環境・住まいづくり
	(補)	一般財団法人 南アルプスみらい財団	100.0%	静岡市	くらし環境・自然保護
	(補)	公立大学法人 静岡県公立大学法人	100.0%	静岡市	スポ文化観光・大学
	(補)	公立大学法人 静岡文化芸術大学	100.0%	浜松市	スポ文化観光・大学
	(補・貸)	地方独立行政法人 静岡県立病院機構	100.0%	静岡市	健康福祉・医療政策
	(補)	公立大学法人 静岡社会健康医学大学院大学	100.0%	静岡市	健康福祉・健康政策
	(補)	公益財団法人 静岡県生活衛生営業指導センター	45.5%	静岡市	健康福祉・衛生
	(補)	一般財団法人 マリンオープンイノベーション機構	100.0%	静岡市	経済産業・産業イノベーション
	(補・貸)	公益財団法人 静岡県産業振興財団	100.0%	静岡市	経済産業・商工振興
	(補)	公益財団法人 静岡県農業振興公社	50.0%	静岡市	経済産業・農業ビジネス
	(補)	公益財団法人 世界緑茶協会	100.0%	静岡市	経済産業・お茶振興
	(補)	公益財団法人 静岡県漁業振興基金	48.0%	静岡市	経済産業・水産資源
	(補)	公益財団法人 静岡県暴力追放運動推進センター	81.0%	静岡市	警察本部・組織犯罪対策
		(計 13箇所)			
	■補助団体	①定期的な助成団体			
		公益財団法人	静岡県グリーンバンク	静岡市	くらし環境・環境ふれあい
公益社団法人		静岡県私学協会	静岡市	スポ文化観光・私学振興	
学校法人		順天堂	伊豆の国市	健康福祉・地域医療	
		静岡県厚生農業協同組合連合会	静岡市	健康福祉・地域医療	
		静岡県中小企業団体中央会	静岡市	経済産業・経営支援	
		静岡県土地改良事業団体連合会	静岡市	経済産業・農地整備	
一般財団法人		静岡県交通安全協会	静岡市	警察本部・交通企画	
②私学経常費補助等定期的な学校法人					
学校法人		東駿学園	御殿場市	スポ文化観光・私学振興	
学校法人		沼津精華学園	沼津市	スポ文化観光・私学振興	
学校法人		浜松海の星学院	浜松市	スポ文化観光・私学振興	
③定期的でない事業費補助					
株式会社		東海道シグマ	静岡市	経済産業・マーケティング	
④定期的でない建設費補助					
社会福祉法人		焼津福祉会	焼津市	健康福祉・障害政策	

	合同会社 日本水素ステーションネットワーク合同会社・日本エア・リキード合同会社	東京都	経済産業・エネルギー政策
	(計 13箇所)		
■指定管理者	井川森林組合【静岡県県民の森施設】	静岡市	くらし環境・環境ふれあい
	社会福祉法人 葵寮【静岡県婦人保護施設清流荘】	静岡市	健康福祉・こども家庭
	日の出ドリームパーク【静岡県清水港交流センター他】	静岡市	交通基盤・港湾企画
	東京ドーム・東急コミュニティー・静鉄共同事業体【静岡県草薙総合運動場】	静岡市(東京都)	交通基盤・公園緑地
	あしたかスポーツ&ネイチャーパートナーズ【愛鷹広域公園】	沼津市(大阪府)	交通基盤・公園緑地
	株式会社 小泉アフリカ・ライオン・サファリ株式会社	富士市(東京都)	交通基盤・公園緑地
	(計 6箇所)		
合 計	(計 32箇所)		

- (注) 1 区分欄の()は、掲載区分以外に、(補)：補助金交付団体、(貸)：資金貸付団体
- 2 団体種別 団体名欄の【 】は、指定管理者が管理する施設
- 3 所在地欄が2段書になっている場合、上団は団体が管理する施設の所在地、下団は団体の所在地を指す。

(2) 指摘等の状況

ア 指摘等の件数等

(ア) 箇所数

監査実施箇所数	32箇所
指摘等の箇所数	1箇所 (3.1%)

(イ) 件数

指摘	注意	意見	計
	2		2

(注)「指摘」「注意」「意見」の区分は、資料(85ページ)を参照してください。

監査結果のほか、注意や意見に該当する事項で、その内容が軽微である事項については、監査委員事務局長指導事項としています。令和5年度の件数は2件です。

イ 指摘等の内容(詳細は「指摘等の概要」(48ページ)のとおり)

(ア) 注意(2件)

a 財務会計(2件)

- ・補助金申請等に関する不適切な事務処理(一般財団法人南アルプスみらい財団)
- ・会計伝票の承認手続の未実施(一般財団法人南アルプスみらい財団)

(3) 指摘等に対する改善の措置状況

令和5年度に注意を行った機関から、改善の措置状況の報告書が提出され、報告内容は県公報に掲載しました。

なお、改善の措置状況については、次回監査でも確認することとしています。

指摘等の概要

[財政的援助団体等監査]

1 注意2件

監査箇所	区分	概要	
一般財団法人南アルプスみらい財団	注意	件名	補助金申請等に関する不適切な事務処理
		内容	一般財団法人南アルプスみらい財団は、令和4年度の南アルプスモデル推進事業費補助金において、補助金交付要綱第5で補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならないとされているにもかかわらず、知事の承認を受けていなかった。 また、当該補助金の対象となる経費と、県から受託している令和4年度南アルプスモデル推進業務の対象経費について区分経理をしていなかった。
	注意	件名	会計伝票の承認手続の未実施
		内容	一般財団法人南アルプスみらい財団は、同財団の財務規程において、会計伝票は責任者に承認印を受けるものとされているにもかかわらず、設立当初の令和4年7月19日から、この承認を行っていなかった。